

TAKO AGRI-TECH CHALLENGE 2024
(アグリテックを活用した農業課題解決実証事業)
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、アグリテックを活用した農業課題解決実証事業を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における「プロポーザル方式」とは、業務の性質又は目的が競争入札に適さないと認められる場合において、企画力・創造性・専門性・実績など総合的な見地から判断し、最適な事業者を選定するため、公募にて事業者を募集しエントリーシート及び実証実験の詳細が把握できる資料(以下「エントリーシート等」という。)の提出を求め、当該業務の遂行に最も適した候補者を決定する方式をいう。

(審査)

第3条 プロポーザル方式により提出されたエントリーシート等は、TAKO AGRI-TECH CHALLENGE 2024 実施事業者選定審査委員会設置規程に定める委員(以下「委員」という。)により厳正かつ公平に審査し候補者を決定する。

(質問)

第4条 提案予定者は、TAKO AGRI-TECH CHALLENGE 2024 アグリテックを活用した農業課題解決実証事業公募要領(以下「公募要領」という。)に関して、公募要領に定める期限までに質問をすることができる。

(参加の表明)

第5条 提案予定者は、公募要領に定める方法により当該プロポーザルへの参加の意思を表明しなければならない。

(エントリーシート等の提出)

第6条 前条の規定により参加を表明した提案予定者は、公募要領に定める方法によりエントリーシート等を提出しなければならない。

(判定方法等)

第7条 委員は、プロポーザルに係る公募要領に定める方法により提案者毎に提案内容を審査し優劣を判定するものとする。

2 前項の判定に基づく委員ごとの採点結果で、最上位(最高得点)に順位付けした委員の数が多い提案者順に候補者として選定するものとする。

3 委員は、前2項により優劣の判定に際し二次審査において、提案者に質問をすることができる。

- 4 最上位に順位付けした委員が同数の場合は、全委員の合計点数が最も高い提案者を候補者とするものとし、合計点数が同点の提案者がある場合は委員の協議により選定する。
- 5 全委員の採点結果が配点の 60 パーセント未満の場合、その提案者は候補者とししない。

(審査結果の通知)

第 8 条 多古アグリテックチャレンジ運営事務局(以下「事務局」という。)は、前条により決定した提案者を当該事業の候補者として決定し、審査結果通知書を送付するものとする。

- 2 審査により不採用となった提案者に対しても同様式により結果を通知する。

(理由の説明)

第 9 条 不採用となった提案者は、事務局に対し前条第 2 項による通知に記載された通知日の翌日から 5 日以内(土日祝日は含まない)に不採用となった理由について、書面により説明を求めることができる。

- 2 事務局は、前項の書面を受理した日の翌日から 5 日以内(土日祝日は含まない)に、説明を求めた者に対し不採用とした理由を書面により回答するものとする。

(事務局)

第 10 条 当該プロポーザルの実施に関する事務局は、本事業の運営に係る業務を委託している株式会社 LOCAL INNOVATION に置く。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則 この要領は、令和 6 年 6 月 3 日から施行し、当該業務に係る実施者との契約締結をもって効力を失う。